

平成29年1月6日

各 位

会社名 株式会社安江工務店  
代表者名 代表取締役社長 安江博幸  
(コード番号：1439 東証JASDAQ・名証第二部)  
問合せ先 取締役 印田昭彦  
事業サポート部長  
(TEL 052-223-1100)

### 募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成29年1月6日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）及び名古屋証券取引所市場第二部への上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 公募による募集株式発行の件

- |   |  |
|---|--|
| (1) 募集株式の種類及び数  | 当社普通株式 280,000株  |
| (2) 募集株式の払込金額   | 未定（平成29年1月23日の取締役会で決定する。）  |
| (3) 払込期日  | 平成29年2月9日（木曜日）   |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項                                  | 増加する資本金の額は、平成29年2月1日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。  |
| (5) 募集方法  | 発行価格での一般募集とし、東海東京証券株式会社、株式会社SBI証券、みずほ証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、藍澤証券株式会社、安藤証券株式会社及びエース証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |
| (6) 発行価格  | 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成29年2月1日に決定する。）  |
| (7) 申込期間  | 平成29年2月2日（木曜日）から<br>平成29年2月7日（火曜日）まで   |
| (8) 申込株数単位  | 100株   |
| (9) 株式受渡期日  | 平成29年2月10日（金曜日）  |
| (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 |  |
| (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。                   |  |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 210,200株
- (2) 売出人及び売出株式数 愛知県日進市  
安江行彦 144,800株  
愛知県名古屋市天白区  
安江かおり 35,400株  
愛知県名古屋市天白区  
安江久樹 30,000株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、東海東京証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 73,500株（上限）
- (2) 売出人及び売出株式数 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号  
東海東京証券株式会社 73,500株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

#### 4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 73,500株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(上記1.における払込金額と同一とする。)
- (3) 申込期日 平成29年3月13日(月曜日)
- (4) 払込期日 平成29年3月14日(火曜日)
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、平成29年2月1日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割当方法 割当価格で東海東京証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (7) 割当価格 未定(上記1.における引受価額と同一とする。)
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記3.に記載のオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

#### (1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数	普通株式	280,000株	
② 売出株式数	普通株式	引受人の買取引受による売出し	210,200株
		オーバーアロットメントによる売出し	73,500株 (※)

(2) 需要の申告期間 平成29年1月25日(水曜日)から  
平成29年1月31日(火曜日)まで

(3) 価格決定日 平成29年2月1日(水曜日)  
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 平成29年2月2日(木曜日)から  
平成29年2月7日(火曜日)まで

(5) 払込期日 平成29年2月9日(木曜日)

(6) 株式受渡期日 平成29年2月10日(金曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、東海東京証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、東海東京証券株式会社が当社株主である安江博幸(以下「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年1月6日開催の取締役会において、東海東京証券株式会社を割当先とする当社普通株式73,500株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、東海東京証券株式会社は、平成29年2月10日から平成29年3月9日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所若しくは名古屋証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(以下「上限株式数」という。)とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

東海東京証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、東海東京証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	942,800株	
公募による増加株式数	280,000株	
第三者割当増資による増加株式数	73,500株	(最大)
増加後の発行済株式総数	1,296,300株	(最大)

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

### 3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額283,088千円（＊）については、第三者割当増資の手取概算額上限76,410千円と合わせて、新店舗の開設に伴う設備資金に200,000千円（平成29年12月期：65,000千円、平成30年12月期：135,000千円）、残額を運転資金として平成29年12月期の不動産流通事業における販売用不動産の購入費に充当する予定であります。

設備資金の内訳は、住宅リフォーム事業における店舗設備として、平成29年12月期に35,000千円、平成30年12月期に80,000千円、新築住宅事業におけるショールームの新設資金として、平成29年12月期に30,000千円、平成30年12月期に55,000千円を充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

＊有価証券届出書提出時における想定発行価格1,130円を基礎として算出した見込額であります。

### 4. 株主への利益配分

#### (1) 利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題として認識しており、将来の企業成長と強固な財務体質構築のための内部留保を確保しつつ、株主に継続的に配当を行うことを基本方針としております。

#### (2) 内部留保資金の使途

内部留保金の使途につきましては、今後の事業展開への備えとしていくこととしております。

#### (3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の増資後、増配又は株式分割等を行うことにより、積極的に株主への利益還元を実施したいと考えておりますが、現時点においては、具体的内容について決定しておりません。

#### (4) 過去の3決算期間の配当状況

	平成26年3月期	平成26年12月期	平成27年12月期
1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）	3,306.86円	△216.18円	134.77円
1株当たり配当額 （1株当たり中間配当額）	661.00円 （ — ）	— （ — ）	766.00円 （ — ）
実績配当性向	20.0%	—	14.2%
自己資本当期純利益率	10.2%	—	19.1%
純資産配当率	2.0%	—	2.9%

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 平成26年12月期の1株当たり配当額（1株当たり中間配当額）、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施しておりませんので、記載しておりません。

3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産（期首・期末の平均）で除した数値であります。

4. 平成26年12月期の自己資本当期純利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

5. 平成26年10月22日開催の臨時株主総会決議により、決算期を3月31日から12月31日に変更しました。したがって、平成26年12月期は平成26年4月1日から平成26年12月31日まで9ヶ月間の変則決算となっております。

6. 当社は、平成28年11月16日付で普通株式1株を40株に株式分割いたしました。平成26年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は当期純損失を算定しております。

7. 上記の6. 株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）及び株式会社名古屋証券取引

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

所の引受担当責任者宛通知「『上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（平成20年4月4日付名証自規G第8号及び平成24年10月1日付同取扱い）に基づき、平成26年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たりの指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりになります。なお、平成26年3月期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けておりません。

	平成26年3月期	平成26年12月期	平成27年12月期
1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）	82.67円	△216.18円	134.77円
1株当たり配当額（1株当たり中間配当額）	16.53円 （—）	— （—）	19.15円 （—）

## 5. ロックアップについて

上記1.の公募による募集株式発行及び上記2.の引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人である安江博幸、売出人である安江行彦、安江久樹及び安江かおり並びに当社株主である安江将寛、山本賢治、安江紀江、印田昭彦、奥田勇、中浜明光及び滝一廣は、東海東京証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成29年8月8日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、上記2.の引受人の買取引受による売出し及び上記3.のオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は東海東京証券株式会社に対し、ロックアップ期間中は東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、上記1.の公募による募集株式発行、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及び上記3.のオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成29年1月6日開催の当社取締役会において決議された東海東京証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、東海東京証券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則第259条第1項第1号及び株式会社名古屋証券取引所が定める上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い第21条の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

## 6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」及び株式会社名古屋証券取引所の「株券上場審査基準」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

（注）「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。